

招集ご通知

証券コード 436A

2026年7月10日

(電子提供措置の開始日2026年7月6日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目4番1号
サイバーソリューションズ株式会社
代表取締役社長 林 界 宏

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第4回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.cybersolutions.co.jp/corpinfo/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年7月27日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年7月28日（火曜日）午後3時（受付開始 午後2時30分）
2. 場 所 東京都港区芝五丁目36番4号
港区立産業振興センター（札ノ辻スクエア） 11F ホール大

3. 目的事項

（報告事項）

第4期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

（決議事項）

議 案 剰余金の処分の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を掲載した書面をお送りいたしますが、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

◎当社は、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として、「事業報告 1. 会社の現況 (1) 当事業年度の事業の状況」及び「事業報告 1. 会社の現況 (2) 財産及び損益の状況」に記載しております。

なお、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第3期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。第4期の財務諸表につきましては、2026年7月24日に金融商品取引法に基づく監査手続が終了する予定であります。

◎お体の不自由な株主様、障がいをお持ちの株主様で当日ご配慮が必要な方は、2026年7月27日（月曜日）午後6時までに下記のメールアドレスまでご連絡ください。

【ご連絡メールの宛先アドレス】 legal@cybersolutions.co.jp

◎本株主総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

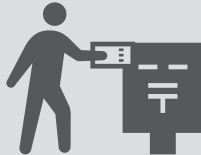


インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年7月27日（月曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年7月27日（月曜日）
午後6時到着分まで



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年7月28日（火曜日）
午後3時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

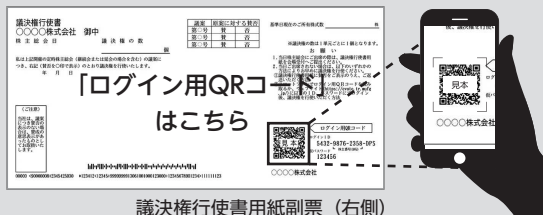
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って 賛否を選択ください。



① ご注意

- ・毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

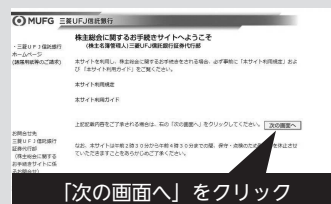
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

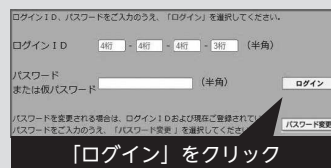
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載 された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、企業体質の強化を考慮しつつ、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としており、配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向は50%を目標としております。内部留保資金の使途につきましては、自己資本の増強を含めた経営体質強化と将来の事業展開投資として投入していくこととしております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては以下のとおり、1株につき16円としたいと存じます。これにより、中間配当金16円を含めました当期の年間配当金は、1株につき32円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金16円 総額252,512,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年7月29日

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社は、「日本企業に安全なビジネスコミュニケーションを届け続けます」を企業理念として掲げ、「従業員、顧客、株主にとって最高の会社を目指します」、「日本オンリーワンの総合メール・セキュリティメーカーを目指します」の2つを経営目標に事業拡大を図っております。

当事業年度(2025年5月1日～2026年4月30日)における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直しにより、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な金融引き締めに伴う影響や地政学的リスクの長期化、為替市場の変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が関連するIT・セキュリティ市場におきましては、生成AIの急速な普及に伴うサイバー攻撃の高度化・巧妙化（ビジネスメール詐欺やランサムウェア攻撃など）が深刻な社会課題となっております。これに対し、政府による「国家サイバー統括室」の設置や、経済安全保障推進法に基づくサプライチェーン全体のセキュリティ強化要求など、企業の法的・社会的責任はかつてないほどに高まっております。

このような経営環境のもと、当社は中長期的な企業価値向上に向け、「メールセキュリティの高度化」及び「総合セキュリティソリューションの拡充」を重要戦略として掲げ、積極的な事業展開を行ってまいりました。

以上の結果、日本基準に準拠した売上高は3,525,761千円（前年同期比12.8%増）、営業利益は1,423,561千円（同20.0%増）、経常利益1,450,615千円（同21.7%増）、当期純利益は1,060,896千円（同28.8%増）となりました。

また、当社は、第3期より国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に基づいた財務諸表を作成しております。

参考情報として、IFRSに準拠した当事業年度の業績は、売上高3,525,761千円(前期比12.8%増)、営業利益1,500,178千円(同21.7%増)、税引前利益1,498,137千円（同23.1%増）、当期利益1,083,372千円（同20.0%増）となりました。併せて、「1. 会社の現況 (2) 財産及び損益の状況」に、参考情報として、IFRSに基づく財産及び損益の状況も記載しております。

② 設備投資の状況

当社の当事業年度における設備投資の総額は95,142千円であります。その主な内容は、サービス提供のためのコンピューター機器等の購入による有形固定資産及び、AIを活用した新製品の開発時及び製品改善時における検証を自動化するシステムの開発費用としての無形固定資産の取得であります。なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

2025年10月23日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、2025年10月22日を払込期日とする有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、総額992,700千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

日本基準に基づく財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第1期 2023年4月期	第2期 2024年4月期	第3期 2025年4月期	第4期 2026年4月期 (当期)
売 上 高	1,500	2,748,370	3,126,231	3,525,761
経常利益又は経常損失 (△)	△58,686	857,902	1,192,324	1,450,615
当期純利益又は当期純損失 (△)	△59,002	551,749	823,833	1,060,896
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△3円93銭	36円78銭	54円92銭	68円86銭
総 資 産	4,763,454	4,561,184	4,945,808	6,684,359
純 資 産	922,738	1,473,703	2,298,321	4,072,720
1株当たり純資産額	62円73銭	98円25銭	153円22銭	257円61銭

- (注) 1. 第1期は、2022年12月14日から2023年4月30日までの4ヵ月と18日であります。なお、当社の実質的な事業活動は、第2期の期首にあたる2023年5月1日(旧サイバーソリューションズ株式会社を消滅会社とする吸収合併の効力発生日)から開始しております。したがって、第1期は経常損失及び当期純損失を計上しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
4. 当社は2024年4月22日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産額を算定しております。

(参考情報) IFRSに基づく財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第3期 2025年4月期	第4期 2026年4月期
売上高	3,126,231	3,525,761
税引前利益	1,216,727	1,498,137
当期利益	902,661	1,083,372
基本的1株当たり当期利益	60円18銭	70円32銭
資産合計	5,435,615	7,154,218
資本合計	2,419,558	4,244,058
1株当たり資本合計	161円30銭	268円92銭

- (注) 1. 当社は2025年4月期よりIFRSに基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として記載しております。
2. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
3. 1株当たり資本合計は、期末発行済株式総数により算出しております。
4. なお、IFRSに基づく財務諸表につきましては、会社法に基づいた会計監査人による監査を受けておりませんが、第3期の財務諸表につきましては、金融商品取引法に基づいた監査を受けております。第4期の財務諸表につきましては、2026年7月24日に金融商品取引法に基づく監査手続が終了する予定であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 認知度の向上及び販売力の強化

当社は、「日本オンリーワンの総合メール・セキュリティメーカーを目指します」といった目標を掲げており、更に新規顧客獲得、販売代理店網の拡充等を図り、売上高成長率を向上させていくためには、知名度の向上、販売力の強化が重要と認識しております。

その対処として、活用事例の積極的な訴求、マーケティング等のイベント出展、Web広告などの販売促進などを強化していくことで認知度の向上を図ってまいります。

② クロスセル・アップセルの強化

当社は、売上高のストック性を更に高めていくために、既存顧客に対するクロスセル・アップセルの強化が重要と認識しております。

その対処として、定期訪問による顧客満足度の調査や新サービスの案内、顧客キーマンとのコミュニケーション強化等、組織をあげての既存顧客フォロー体制を構築し、解約リスクの早期察知と防止を図ってまいります。

③ 新サービス提供に向けた事業連携及びM&Aの取り組み

当社は、メール及びメールセキュリティサービスを基盤とし、ユーザーの多様なニーズに対応するため、コミュニケーションソリューション事業においてグループウェアやセキュアドライブ等の新たなサービスを企画・提供していくことで、ターゲット市場の拡大と売上高の成長を実現してきております。今後も、ユーザーの要望に的確に応える新サービスの継続的な提供及び新サービスの拡販体制の構築が、当社の持続的な成長及び売上高のさらなる拡大において重要であると認識しております。

このような認識のもと、当社は他社との事業連携やM&Aを積極的に推進していく方針です。その一環として、2024年9月に株式会社TKCによる資本参加、2024年12月に株式会社日立システムズとの資本業務提携、2026年2月に株式会社網屋との資本業務提携を実施しております。

④ 組織体制の強化

上記の課題に対処していくためには、その土台となる組織体制を更に強化していくことが重要と認識しております。今後も、更に優秀な人材の確保に努めるとともに、生産性向上や組織活性化のための環境づくり、人材育成のための教育支援制度の拡充に、なお一層取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年4月30日現在）

当社は、デジタルコミュニケーション&サイバーセキュリティ事業の単一セグメントですが、サービスの特徴から、メールの無害化、脅威防御、情報漏洩対策などに関連するセキュリティ、リスクマネジメントの製品・サービスの企画・販売事業を行うセキュリティソリューション事業、及びビジネスコミュニケーション（メール・ビジネスチャット・グループウェア）に関連する製品・サービスの企画・販売事業を行うコミュニケーションソリューション事業の2つの事業に区分しております。

(6) 主要な営業所（2026年4月30日現在）

本社 東京都港区芝浦三丁目4番1号

(7) 使用人の状況（2026年4月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名	6名増	38.0歳	4年4ヵ月

（注）使用人数は就業人員数であります。なお、平均臨時雇用人員については、使用人数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年4月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	10,036千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2026年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,782,050株
- (3) 株主数 4,327名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
林 界宏	6,958,790	44.09
林 盈穎	1,743,000	11.04
林 盈貝	1,743,000	11.04
DAIWA CM SINGAPORE LTD － NOMINEE OPENFIND INFORMATION TECHNOLOGY	938,500	5.94
株式会社TKC	473,405	2.99
株式会社日立システムズ	450,005	2.85
ACAセカンダリーズ1号投資事業有限責任組合	382,650	2.42
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	209,000	1.32
楽天証券株式会社共有口	164,600	1.04
DAIWA CM SINGAPORE LTD － NOMINEE AZUMA AKIHIRO	150,000	0.95

- (5) 当事業年度中に会社役員に対し報酬等として付与された株式に関する事項
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要事項
特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称		第1回新株予約権	第4回新株予約権		
発行決議日		2024年4月22日	2025年4月10日		
新株予約権の数		1,155個	330個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 115,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 33,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり43,800円 (1株当たり 438円)	新株予約権1個当たり43,800円 (1株当たり 438円)		
権利行使期間		自 2026年4月23日 至 2034年4月22日	自 2027年4月11日 至 2035年4月10日		
行使の条件		(注) 2	(注) 2		
保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数	-個	新株予約権の数	-個
		目的となる株式数	-株	目的となる株式数	-株
		保有者数	-名	保有者数	-名
	社外取締役	新株予約権の数	550個	新株予約権の数	330個
		目的となる株式数	55,000株	目的となる株式数	33,000株
		保有者数	3名	保有者数	2名
	監査役	新株予約権の数	605個	新株予約権の数	-個
		目的となる株式数	60,500株	目的となる株式数	-株
		保有者数	3名	保有者数	-名

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」については、当社役員に交付された時点における総数を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日から行使期間の満了日までにおいて、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとす

る。

- ② 新株予約権者は、割当日から2年経過する日までにおいて、本新株予約権の目的である普通株式の1株当たりの株価（上場日以降においては、普通取引の終値）が一度でも行使価額に300%を乗じた価格を上回った場合に限り、それ以降、本新株予約権を行使することができる。なお、当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が協議のうえ本項への該当を判断するものとする。）をもって判定するものとする。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。
- ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2026年4月30日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 界 宏	OpenFind Information Technology,inc. Director
取 締 役	西 巻 裕 一 朗	Second Point Capital株式会社 代表取締役 株式会社ワークスアプリケーションズ 社外監査役
取 締 役	廖 長 健	OpenFind Information Technology,inc. Chief Executive Officer
取 締 役	榎 本 ゆ き 乃	横浜総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社京三製作所 社外監査役 株式会社フィックスターズ 社外取締役
取 締 役	森 本 祥 子	山下技術開発事務所合同会社 ITアーキテクト
常 勤 監 査 役	香 川 翠	公認会計士・香川会計事務所
監 査 役	石 村 善 哉	表参道総合法律事務所 パートナー弁護士
監 査 役	渡 辺 和 伸	税理士法人渡辺会計事務所 代表社員

- (注) 1. 取締役廖長健氏、榎本ゆき乃氏及び森本祥子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役香川翠氏、石村善哉氏及び渡辺和伸氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役榎本ゆき乃氏、森本祥子氏、監査役香川翠氏、石村善哉氏及び渡辺和伸氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役香川翠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役石村善哉氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役渡辺和伸氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。なお、当該責任限定が

認められるのは、当該非業務執行取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、当該役員等賠償責任保険契約のうち、特定の事由または行為において保険金を支払わない場合及び支払限度額を定めることで、職務の遂行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役会決議により定めております。取締役の報酬については、業績向上に対する取締役の意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的な向上を図ることを目的とした報酬体系とし、ステークホルダーの信頼と支持を得られるよう、透明性のある公正で合理的な制度設計となるよう決定しております。

また、個々の取締役の報酬の決定にあたっては、競合企業の水準、業績・収益性、役割の重要性等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、具体的には、固定報酬である基本報酬及び退職慰労金により構成しております。

さらに、取締役の個人別の報酬額の内容については、指名報酬委員会において審議を行い、その答申を受けた取締役会も当該協議結果を尊重しており、これらは決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役会から委任を受けて当該事項を決定した取締役その他の第三者はおりません。

② 取締役及び監査役の報酬などについての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2024年7月31日開催の株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。監査役の報酬限度額は2024年1月30日開催の株主総会において

年額20,000千円以内と決議されております。決議時の取締役の員数は3名(うち社外取締役は1名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役3名)であります。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	29,900 (2,400)	29,400 (2,400)	－ (－)	500 (－)	－ (－)	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	39,500 (12,000)	39,000 (12,000)	－ (－)	500 (－)	－ (－)	6 (5)

- (注) 1. 当事業年度末現在の役員数は取締役5名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の取締役及び監査役の支給員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役2名(うち社外取締役1名)が存在しているためであります。
2. 上記の退職慰労金につきましては、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	廖 長健	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。主にIT分野における幅広い知識と豊富な知見に基づき、議案、審議等につき必要な発言を適宜行うとともに、客観的・中立的立場で当社の経営に対する監督機能を果たしております。
取締役	榎本 ゆき乃	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。主に弁護士としての法律に関する高い専門知識と豊富な経験から議案、審議等につき必要な発言を適宜行うとともに、経営から独立した客観的・中立的立場から当社の経営に対する監督機能を果たしております。さらに上記以外にも任意の指名報酬委員会に委員長として参加し、取締役会への諮問にあたり、重要な役割を果たすとともに当社の一層の健全化に貢献しました。
取締役	森本 祥子	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。主にIT分野における幅広い知識と豊富な知見に基づき、議案、審議等につき必要な発言を適宜行うとともに、客観的・中立的立場で当社の経営に対する監督機能を果たしております。さらに上記以外にも任意の指名報酬委員会に委員として参加し、取締役会への諮問にあたり、重要な役割を果たすとともに当社の一層の健全化に貢献しました。
常勤監査役	香川 翠	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席し、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席しております。公認会計士として会計・財務・監査に関する高い専門知識と豊富な実務経験を有しております。取締役会及び監査役会においては、常勤監査役としての立場から、専門的見地に基づき、議案や審議内容を十分に確認し、必要に応じて意見や助言発言を行うことで、経営の健全性と透明性の確保に貢献しました。
監査役	石村 善哉	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席し、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席しております。弁護士として法務に関する高い専門知識と豊富な経験を有しております。取締役会及び監査役会においては、専門的見地に基づき、議案・審議について適宜必要な助言・発言を行っております。
監査役	渡辺 和伸	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席し、当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席しております。税理士として経理・税務に関する高い専門知識と豊富な経験を有しております。取締役会及び監査役会においては、専門的見地に基づき、議案・審議について適宜必要な助言・発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	監査業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,470千円	1,780千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づき同意することが適切であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社の社員等が共有する行動の指針として「行動指針」・「リスク・コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業理念の向上に努める。
 - b. コンプライアンスリスクに関する審議機関として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
 - c. 当社の社員等が利用できる内部通報窓口を設置する。
 - d. 内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当は、監査の結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
 - e. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、いかなる関係も拒絶し、警察や弁護士等と連携し断固とした姿勢で臨む。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び取締役の職務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - b. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査する。
 - c. 取締役会への付議事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、取締役会にて審議及び決定を行う。
 - d. 取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、代表取締役社長を議長とする経営会議において、審議及び職務の執行を決定する。
 - e. 執行役員制度の導入により、業務執行の責任明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。
 - f. 日常の職務執行に際しては、「職務権限規程」、「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、各部門の責任者が適正かつ効率的に執行する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会等重要な会議の議事録及び関連資料並びに稟議書は、「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて取締役、監査役がいつでも閲覧できる体制を整える。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社の業務推進に伴う損失の危険の管理については、コンプライアンス、個人情報、セキュリティ等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。

b. リスク情報等については、取締役会を通じて担当部門及び各委員会（情報セキュリティ委員会、リスク・コンプライアンス委員会）より取締役及び監査役に対して報告を行う。

c. 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ、補助すべき使用人を配置する。

⑥ 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務の補助する範囲において監査役に帰属するものとし、独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。

b. 補助すべき使用人の人事権に係わる事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を得る。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制に関する事項
 - a. 取締役は常勤監査役に、経営会議等重要な会議への出席を要請する。
 - b. 監査役はいつでも、取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役及び使用人は速やかに報告する。
 - c. 取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - d. 当社の内部通報制度の適切な運用により、法令違反、コンプライアンス上の問題について報告された事項は、速やかに監査役へ報告する体制を確保する。
 - e. 監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いもしない。また、当社の内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いもしないことを規定し適切に運用する。
- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を行う。
 - b. 監査役の職務の執行について生ずる必要な費用の請求は、所定の手続きに従い、これに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスク管理体制及びコンプライアンス体制

当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、リスク管理及びコンプライアンス体制の整備・運用を行っております。代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を四半期ごとに開催し、事業運営上のリスクの発生可能性や影響度、発生状況及びコンプライアンス状況について確認するとともに、必要に応じて対応策の検討及び実施を行っております。

また、内部通報制度を整備・運用し、コンプライアンス上の問題の早期発見及び是正に努めております。

更に、情報セキュリティ対策の推進を目的として「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティに関する従業員教育の実施及び運用状況の確認・評価を行っております。

② 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、経営方針及び業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、複数の社外取締役を選任することにより、経営監督機能の強化を図っております。

③ 監査役監査の体制

監査役監査につきましては、監査役監査計画に基づき監査を実施し、原則として月1回開催する監査役会において情報共有を図っております。

監査役と内部監査室は、適宜会合を実施し、年度監査方針の事前調整や合同監査を行うなど、相互連携による監査の実効性向上に努めております。また、監査役と会計監査人は、定期的に会合を実施し、会計監査及び業務監査に関する情報共有を行うことで、監査品質の向上及び効率化に努めております。更に、四半期ごとに三様監査連絡会を開催し、監査結果及び課題の共有を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針
該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、企業体質の強化を考慮しつつ、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としており、配当と自己株式の取得を合わせた総還元性向は50%を目標としております。内部留保資金の用途につきましては、自己資本の増強を含めた経営体質強化と将来の事業展開投資として投入していくこととしております。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会としています。期末配当の基準日は毎年4月30日、中間配当の基準日は毎年10月31日となっております。

この方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、当事業年度の業績を勘案いたしまして、期末配当は1株当たり16円の期末配当といたしたいと存じます。

この結果、すでに実施している中間配当金（1株当たり16円）と合わせ、当期の年間配当金は32円となり、配当性向は47.6%となる予定です。

貸借対照表

(2026年4月30日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 科 目	金 額	負 科 目	金 額
流 動 資 産	1,739,586	流 動 負 債	2,015,510
現 金 及 び 預 金	1,357,813	買 掛 金	133,739
売 掛 金	302,709	1年内返済予定の長期借入金	10,036
契 約 資 産	23,280	未 払 金	130,401
前 払 費 用	54,087	未 払 法 人 税 等	418,792
未 収 入 金	1,695	未 払 消 費 税 等	75,186
固 定 資 産	4,944,773	契 約 負 債	1,114,357
有 形 固 定 資 産	313,950	預 り 金	9,899
建 物	119,763	賞 与 引 当 金	123,097
工 具、器 具 及 び 備 品	882,691	固 定 負 債	596,128
土 地	180	繰 延 税 金 負 債	516,052
建 設 仮 勘 定	29,176	資 産 除 去 債 務	66,931
減 価 償 却 累 計 額	△717,860	退 職 給 付 引 当 金	2,144
無 形 固 定 資 産	2,907,570	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,000
の れ 他	898,923	負 債 合 計	2,611,638
ソ フ ト ウ エ ア	43,265	純 資 産 の 部	
顧 客 関 連 資 産	1,964,425	株 主 資 本	4,106,588
そ の 他	956	資 本	596,350
投 資 そ の 他 の 資 産	1,723,252	新 株 式 申 込 証 拠 金	7,183
投 資 有 価 証 券	1,642,626	資 本 剰 余 金	1,396,360
敷 金 及 び 保 証 金	80,125	資 本 準 備 金	996,350
そ の 他	500	そ の 他 資 本 剰 余 金	400,010
		利 益 剰 余 金	2,106,694
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,106,694
		特 別 償 却 準 備 金	16,680
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,090,013
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△33,867
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△33,867
資 産 合 計	6,684,359	純 資 産 合 計	4,072,720
		負 債 純 資 産 合 計	6,684,359

損 益 計 算 書

(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高 売上 販売費 営業 受 受 受 そ 営 支 そ 経 特 投 税 法 法 当	上		3,525,761
	原価		747,382
	総利		2,778,379
	及び一般管理費		1,354,817
	業外収益		1,423,561
	取	3,114	
	取	904	
	取	23,025	
	の	2,292	29,337
	外費用		
営業外 支 そ 経 特 投 税 法 法 当	払	758	
	の	1,525	2,283
	常利		1,450,615
	別損		
	証券評価損	3,053	3,053
	純利益		1,447,562
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益		564,122	
		△177,456	386,666
			1,060,896

株主資本等変動計算書

(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金		
			資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						特別償却 準 備 金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	100,000	－	500,000	400,010	900,010	26,407	1,271,903	1,298,311
当期変動額								
新株の発行	496,350	7,183	496,350		496,350			
剰余金の配当							△252,512	△252,512
当期純利益							1,060,896	1,060,896
特別償却準備金の取崩						△9,726	9,726	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	496,350	7,183	496,350	－	496,350	△9,726	818,110	808,383
当期末残高	596,350	7,183	996,350	400,010	1,396,360	16,680	2,090,013	2,106,694

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,298,321	－	－	2,298,321
当期変動額				
新株の発行	999,883			999,883
剰余金の配当	△252,512			△252,512
当期純利益	1,060,896			1,060,896
特別償却準備金の取崩	－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△33,867	△33,867	△33,867
当期変動額合計	1,808,266	△33,867	△33,867	1,774,399
当期末残高	4,106,588	△33,867	△33,867	4,072,720

個 別 注 記 表

(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～18年

工具器具備品 2年～9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3年～5年

のれん 17年

顧客関連資産 17年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、ビジネスコミュニケーション（メール・ビジネスチャット・グループウェア）に関連する製品・サービスの企画・開発・販売事業を行うコミュニケーションソリューション事業、メールの無害化、脅威防御、情報漏洩対策などに関連するセキュリティ、リスクマネジメントの製品・サービスの企画・開発・販売事業を行うセキュリティソリューション事業の2つに売上高を区分しております。

コミュニケーションソリューション事業は、企業規模を問わず利用でき高機能高コストパフォーマンスメールサービスである「CyberMail」、「CYBERMAILΣ」を主な構成要素としております。

セキュリティソリューション事業は、メールからチャットまでリアルタイムにアーカイブし企業リスクマネジメントの強化に役立つ監査システムである「Enterprise Audit」、企業が利用中のメールシステムと外部ネットワークの間にゲートウェイとして設置し様々なセキュリティインシデントからメールを保護する「Cloud Mail SECURITYSUITE」、「MailGates」、受信メールの無害化や情報漏洩対策等のオールインワン機能を備えている「CyberMail-ST」、「Cybermail-CDR」を主な構成要素としております。

取引価格については、受領した対価又は受領可能な対価の公正価値（値引及び消費税等を控除後）により測定しております。

当社のパッケージソフトウェア製品及びサービスは、販売・提供だけでなくサービス利用契約等の継続的な契約を前提としております。当社の主な販売モデルには、会計上の主要な顧客である販売パートナーを介した間接販売、当社と顧客との直接取引による直接販売があり、パッケージソフトウェア製品、サービス製品ともにエンドユーザーへ販売パートナーを介した間接販売を主流としております。

当社の販売するパッケージソフトウェア製品には「コミュニケーションソリューション事業」「セキュリティソリューション事業」ともに含まれており、サブスクリプション契約（一部保守契約含む）で定められた期間にわたってサービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は期間の経過に応じて義務が充足されるものであり、各サービス毎に契約で定められた金額（独立販売価格）を契約期間に応じた均等額で収益を認識しております。

取引対価の受領に関しては、通常は契約期間の履行義務をすべて充足する前に契約期間に応じた金額を前受し、その期間は通常1年から5年となります。当該対価の受領時期に関しては契約に定められた支払期限（通常数ヵ月以内）を基準として支払いを受けます。

当社のクラウド環境提供下でのサービス製品には「コミュニケーションソリューション事業」「セキュリティソリューション事業」ともに含まれており、サービス利用契約で定められた期間にわたってサービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は期間の経過に応じて義務が充足されるものであり、各サービス毎に契約で定められた金額（独立販売価格）を契約期間に応じた均等額で収益を認識しております。

取引対価の受領に関しては、当該対価の受領時期については契約に定められた支払期限（通常数ヵ月以内）を基準として支払いを受けるものの契約期間の履行義務をすべて充足する前に契約期間に応じた金額を前受する場合があります。その期間は通常1年となりますが、個別の契約により1年超の契約期間となる場合もあります。

提供製品の個別環境構築や導入に向けた支援サービスについては、構築やコンサルティングサービス期間にわたって履行義務を充足するものと考えられ、個別の契約によって定められた金額（独立販売価格）に基づいて当該サービスの提供（工数の進捗度）に応じて収益を認識しております。これらは契約によって定められた支払期限（通常数ヵ月以内）を基準として支払いを受けております。

当社は、変動対価や重大な金融要素及び返品並びに返金義務が重要となるような不確実性の高い取引は行っておりません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. のれん、顧客関連資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	898,923千円
顧客関連資産	1,964,425千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2023年5月1日付で旧サイバーソリューションズ株式会社を吸収合併したことに伴い、当事業年度末の貸借対照表において、のれん及び顧客関連資産を計上しております。のれん及び顧客関連資産の償却はその効果の発現する期間を個別に見積り、均等償却を行っております。

当社は、経営者が承認した今後3年度分の事業計画及び損益実績を用いて減損の兆候の有無を判定しており、当該判定における主要な仮定は、売上予測及び成長率であります。なお、当事業年度においては、のれん及び顧客関連資産の減損の兆候は識別されておられません。

なお、将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	800,000千円
借入実行残高	—
差引額	800,000千円

(損益計算書に関する注記)

一般管理費に含まれている研究開発費	66,081千円
-------------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式 15,782,050株
2. 当該事業年度の末日における自己株式の数
該当事項はありません。
3. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年12月5日 取締役会	普通株式	252,512	16.00	2025年10月31日	2026年1月22日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2026年7月28日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり
提案することを予定しております。

- ① 配当金の総額 252,512千円
 - ② 配当の原資 利益剰余金
 - ③ 1株当たり配当額 16.00円
 - ④ 基準日 2026年4月30日
 - ⑤ 効力発生日 2026年7月29日
4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 988,200株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	10,137 千円
未払事業税	14,399
賞与引当金	38,800
資産除去債務	21,096
未払金	15,767
その他有価証券評価差額金	15,588
その他	9,982
繰延税金資産合計	125,772

繰延税金負債

顧客関連資産	△619,186
特別償却準備金	△7,677
資産除去債務に対応する除去費用	△14,959
繰延税金負債合計	△641,824
繰延税金負債の純額	△516,052

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に銀行借入や自己資金で賄っております。資金運用においては、短期的な預金及び有価証券等に限定する方針であり、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有目的の投資有価証券であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。非上場株式については発行企業体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。また長期借入金、運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。これらの営業債務及び借入金は、流

動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することにより、リスクの低減を図っております。投資有価証券は、定期的に発行企業体の財政状態等を把握することにより、当該リスクを管理しております。

② 市場価格の変動リスクの管理

当社は、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次で資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券(注2)	1,638,230	1,638,230	－
資産計	1,638,230	1,638,230	－
1年内返済予定の長期借入金	10,036	9,980	△55
負債計	10,036	9,980	△55

(注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「投資有価証券」には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	4,396

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	1,638,230	—	—	1,638,230
資産計	1,638,230	—	—	1,638,230

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	—	9,980	—	9,980
負債計	—	9,980	—	9,980

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いております。上場株式は、活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

2. 長期借入金

これらの時価は元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
コミュニケーションソリューション事業	1,470,987
セキュリティソリューション事業	2,054,774
合計	3,525,761

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高等の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度期首 (2025年5月1日)	当事業年度末 (2026年4月30日)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金(注) 1	268,585	302,709
契約資産(注) 2、3	33,664	23,280
	302,250	325,989
契約負債(注) 4	1,002,079	1,114,357

- (注) 1. 概ね3ヵ月以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。
2. 当事業年度において、過去の期間に充足(部分的に充足)した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。
3. 契約資産の残高が変動する要因は、主として収益を認識するに伴い、契約資産の残高が増加し、顧客に対する債権として認識した時に、契約資産から売掛金に振替えることで、契約資産の残高が減少するものであります。
4. 当事業年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は609,047千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	金額(千円)
1 年以内	740,996
1 年超	373,361
合計	1,114,357

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 257円61銭

1 株当たり当期純利益 68円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

サイバーソリューションズ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陶 江 徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 村 知 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイバーソリューションズ株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月25日

サイバーソリューションズ株式会社 監査役会
常勤監査役 香 川 翠
監査役 石 村 善 哉
監査役 渡 辺 和 伸

(注) 監査役 香川翠、石村善哉及び渡辺和伸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 港区立産業振興センター（札ノ辻スクエア）
11F ホール大
東京都港区芝五丁目36番4号



交通 JR田町駅三田口（西口）徒歩4分
都営地下鉄三田駅A1・A2出口徒歩2分